

## マイナンバーカードの代理人受取について

マイナンバーカードの受取は、法律の定めにより原則として本人の来庁が必要となっています。ただし、病気、身体の障害その他以下の「**やむを得ない理由**」により本人来庁が困難であると認められる場合は、「**本人と代理人の本人確認書類**」「**来庁が困難であることを疎明する資料**」などをお持ちいただくことで代理人による受取ができます。

### やむを得ない理由により来庁が困難であると認められる者

1. 成年被後見人、被保佐人、被補助人
2. 中学生、小学生、未就学児
3. 高校生、高専生
4. 海外留学している者
5. 妊婦
6. 長期出張者、長期に航行する船員
7. 要介護・要支援認定者
8. 75歳以上の高齢者
9. 長期入院者、施設入所者
10. 身体以外の障害のある者
11. ひきこもり状態にある者

### 本人と代理人の本人確認書類

必要書類	内容
交付通知書（ハガキ）（15歳未満の法定代理人および成年後見人は不要）	本人・代理人欄に住所の記入および署名の上、暗証番号欄に記入し目隠しシールを貼ってください。代筆の場合は、代筆の理由と代筆者氏名も記入してください。
申請者本人の身分証	後述 本人確認書類の <b>A2点またはA1点+B1点またはB3点以上（うち顔写真つき1点以上）</b>
代理人の身分証	<b>A2点またはA1点+B1点</b>
来庁困難証明	後述「来庁が困難であることを疎明する資料」を参照してください。
代理権確認書類	法定代理人：戸籍謄本や登記事項証明書など法定代理人であることを証明する書類。（戸籍謄本は本籍が市内の場合は省略可。住民票での確認は不可。） 任意代理人：交付通知書（ハガキ）を委任状として使用できます。
通知カード 住基カード	お持ちの方のみ。
旧マイナンバーカード	カード更新（再交付）の場合のみ。持参がない場合は手数料が必要です。

## 来庁が困難であることを疎明する資料

やむを得ない理由	事実を疎明する書類（いずれか1点）
成年被後見人、被保佐人、被補助人	登記事項証明書
中学生、小学生、未就学児	不要
高校生、高専生	学生証、在学証明書等
海外留学している者	査証（ビザが確認できる箇所）のコピー、留学先の学生証のコピー等
妊婦	母子健康手帳、妊婦検診を受診したことが確認できる領収書または受診券等
長期（国内外）出張者	仕事の内容、勤務場所、勤務形態等の来庁困難であることが判断できる情報の記載がある資料等
要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書、ケアマネージャー及びその所属する事業者の長が証明する顔写真証明書（様式は市民課）等
75歳以上の高齢者	不要。※ただし、交付通知書（ハガキ）裏面の余白に「〇〇のため、外出が困難である」等の記載が必要
長期入院者	診断書、入院診療計画書、入院していることが確認できる領収書、診療明細書、病院長が作成する顔写真証明書（様式は市民課）等
施設入所者	入所証明書類、施設長が証明する顔写真証明書（様式は市民課）等
身体以外の障害のある者	障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証等
ひきこもり状態にある者	本人について相談していることを公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が証明する顔写真証明書（様式は市民課）等

### 本人確認書類の具体例

#### 本人確認書類 A（顔写真付き身分証）

住民基本台帳カード（顔写真付きに限る）、個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード（顔写真付きに限る）、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書など。

## 本人確認書類 B

海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、A の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険または介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、社員証、学生証、法定代理人が証明する顔写真証明書、病院長または施設長が証明する顔写真証明書（長期入院者、施設入所者専用、デイサービスは不可）、ケアマネージャー及びその所属する事業者の長が証明する顔写真証明書（在宅で保健医療サービスまたは福祉サービスを受けている者専用。ヘルパーによる証明は不可）など。

※本人確認書類はいずれも原本かつ有効期間内のものに限ります。（ただし、マイナンバーカードの再交付の場合は、マイナンバーカードに添付された写真と申請者の同一性が確認できる場合、有効期間満了後のマイナンバーカードを、本人確認書類 A とみなすことができます）。

※B の書類は原則「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載があるものに限ります。

※住民票や通知カードは本人確認書類として認められません。